

第六回国会 郵政委員会 議院 會議録 第四号

昭和二十四年十一月十七日(木曜日)

午後一時五十一分開議

出席委員

委員長

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

郵便物運送委託法案を議題として審議を進めます。質疑を許します。

○白井委員 私はこの機会に、ただいま議題となりました郵便物運送委託法案の審議に先立ちまして、一、二の点について当局の御意見を伺つておきたいと思ふ点がありますので、お許しを願いたいと思ふのであります。

それは先ごろの新聞紙上に散見したところでありまして、従来全通労働組が当局に対して賃金の八千九百円、それから越年資金として収入の一箇月分を、要求しておられるという記事を見したのであります。これに對しては、

○白根説明員 お話の点につきましてお答え申し上げます。今度できました全通労働組合が登録されました、大臣に初交渉があつたときに、その話が

あつたことは事実でございます。その点につきましては、実は私から御答弁申し上げるのにはまだ僭越でございますが、その当時におきまして大臣がおつしやつたことを、機械的にお伝えしたと存する次第でございます。

ペーシの問題につきましては、政府といたしましてこの際改訂することで行きたいというお話があつたのであります。それから一箇月の補給金と申しますか、越年資金と申しますか、この点につきましては政府といたしましては、何とかしたいと思つております。けれども、関係方面との関係があつて、ただいまの段階ではどの程度やる

やらぬといふことは、まだ言明する段階でない。こういうような御答弁があつたのでございます。私からはこの程度でござんせんといふだけでございます。

○白井委員 申し上げるまでもなく、先ごろの行政整理によりまして、非常に各局の作業に圧迫が加えられておることは事実でございます。従つて実質賃金の向上というやうな問題は、現在の政策の推移にまつて、初めて実現されることだらうと思ひますが、現在においてはおか／＼それが具体的には現われておりません。この場合において一般従業員の労苦は、非常に加重されておるといふことも言えると思ふのであります。ことに今日では、課長であつても何であつても、肩書きのいかんを問はず、その局舎において事に當つておる者は、全部が一丸となつて働いておるといふ現状のように見受けられます。そこで金額の多少は別問題といたしまして、ある程度の張合いをつけてやるという親心をここに示されることは、今後の志氣の高揚の上から言つても、また能率の向上の上から行きますとも、きわめて必要なことであると思はれるのであります。苦しい財政の上からのやりくりが、はたしてそれを許すかどうかといふことは別問題であります。とりあえず当局としてはそういう方向にお気持ちを持たれて、せつかく善処せんことを希望してやまない次第でございます。

なお次は、おびただしい数に上るところの郵袋であります。この郵袋の始

末が非常に非衛生的でもあるし、また多くの手数を要するといふやうな実情も、現場について拜見しております。その数が何十万個であるか、あるいは何百万個であるか存じませんが、おそらくこれに對しては洗滌あるいは補修といふ面に、相当巨額な金が支出されておるのではないと思はれるのであります。これはおおよそどのくらい

の金が支拂われておりますか。一応参考のために伺つておきたいと思ふのであります。

○浦島政府委員 お話のように、全国におきまして百何十万個の郵袋をもちまして、運搬をいたしておるのであります。何分郵便の取扱ひの作業は忙しく、またスピードを要します關係上、相当郵袋がいたむわけでありまして、従つてこの郵袋のいたみましましたものを、さらに完全に補修しまして、できるだけ経済的に郵袋を使ひますために、現在東京と大阪、門司等で、郵袋修理所を直営でやつておるのでございます。が、これらの作業に従事される従業員の方は、もちろん郵政の従業員でありまして、それらの人件費を除きまして、實際補修に要します物件費は、どのくらいかといふ御質問でございますが、これに要しますのは、ミシンと糸布地等でございます。はつきりした数字は私本日記憶がありませんので、申し上げにくいのであります。これが申し上げるに値する物件費といふものは、全体からいいますればごくわずかな数字であると思ふのであります。きよは具体的な数字を計算して参つ

ておりませんので、いずれはつきり数字をまとめまして、御説明申し上げます。と思ひますが、この修理の費用は、人件費を除きますと、全体の数からい

たしますれば、大した数ではないといふことを申し上げておきます。

○白井委員 その金額を明細にお聞きすることは後に譲りたいと思ひますが、一口に言へば、現在直営でやつていられる作業を、民営に切りかえられ

る御意思があるかどうかといふことになるのであります。その点についてお伺ひいたします。

○浦島政府委員 ただいま御尋ねの点はまことにごもつともな点でございます。して、実は郵袋修理作業と申しますと、一般の郵便事業とは趣が違ふのであります。塵埃の中で、しかも相當な労働でありますので、できますならば、現在の従業員の給手におきまして、その仕事の態度に即した給手をやつて、そしてその修理の出来高によりまして、十分な給手を支給するといふことが、作業の実態といたしましては一番いいわけでございます。しかしいろいろ給手法との關係でさうなことができませんので、さういふやうなことはできないのであります。実は私ども事務当局だけの考えでございますが、さうに給手面からいたしまして、また修理の能率を上げるということが、やはりそれだけ郵袋の運搬が非常にうまく行くといふことになりまして、で

きるならば民間の請負という方向に持

十一月十五日

七合郵便局に集配事務開始の請願

(高塩三郎君紹介)(第二八七号)

簡易保険及び郵便年金の融資再開に

関する請願(井出一太郎君紹介)(第

二八八号)

川原村に特定郵便局設置の請願(坪

内八郎君紹介)(第二八九号)

相馬大倉郵便局に電話架設の請願

(松井政吉君紹介)(第二九〇号)

二枚郵便局に電話架設の請願(松

井政吉君紹介)(第二九一号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

郵便物運送委託法案(内閣提出第一

一号(予))

○石原委員長 これより會議を開きま

す。

第一類第十三号

郵政委員会會議録第四号

昭和二十四年十一月十七日

つて行きたいと存じまして、目下具体的に検討いたしておるのであります。

○井之口委員 ちよつとお尋ねしますか、きよう大臣はおいでになりますか。

○石原委員長 今葬式に行つておりますから、必要があれば呼びます。

○井之口委員 この間お願いした総係費として必要な経費、つまり労務費に使われているものの明細をいただきたいということになっておりますが、それをきよういただけるでしょうか。

○浦島政府委員 はい。

○井之口委員 なおこの前に、淡路の志築の特定局の局長が兼職しているという事実に対するお取調べを願つておいたのですが、それも調べてありますか。

○小池説明員 調べてあります。

○井之口委員 なお勤務者に対するいろいろな手当の問題につきましては、いづれ大臣がおいでになるでしょうか、そのときにお尋ねすることにいたしますが、きようは運送委託法案に入りますか。

○石原委員長 そうです。

○井之口委員 これは提案説明されましたか。

○石原委員長 ずつと前にありました。

○井之口委員 それではこれについてお尋ねします。

○石原委員長 井之口君、その前に淡路の郵便局の問題で、小池説明員から答弁があります。

○小池説明員 お尋ねの淡路の志築特定局長が、漁業組合の理事長を兼職しているという事は、特定局長の職務と両立しないではないかというお話が

ございました。この点につきましては、大阪郵政監査局の調査によりますと、現在志築局長は特定局長として、漁業組合の役員を兼職しておりますが、これは大阪通信局時代に、大阪通信局長の許可を得ているので、別段規定に違反してゐることはない。なお現在漁業組合の役員は、名譽職として兼職しているもので、それがために特定局長の職務に悪い影響を及ぼしている事実は、見受けられないという返事でありました。

なお第二点としてお尋ねがありました漁業組合の公金を、郵便局の金庫に保管してあつたという事実が指摘されましたが、この事実は確かにこれを認めております。但しその漁業組合の金が紛失したという事実は認められませんが、これは郵便貯金通帳に預入してあつたということが後日わかりまして、その金が公私混淆されているという事実は、認められなかつたということが報告されております。

なお公金を費消しておつたという疑いがあつて、警察から取調べられた事実があるがいかんというお尋ねでありましたが、この点は、ただいまの漁業組合の金が、当時判明いたしませんでしたので、あるいはその金の行方について、警察において取調べた事実は認められておりますが、先ほど申し上げましたように、この金は貯金通帳に預入されておつて、現金として保管されておらなかつたという事実になつて、誤解があつたように見受けられます。なお公金と個人の金とを混淆しているという事は、その点だけでありまして、公金を費消しておつた事実は認められないという調査であります。

○井之口委員 この方は特定局長会議の会長もしておられる方であるし、そして今日は漁業組合というふうなものは、戦時中の組織から非常にかわつて、名譽職といへども單なる名譽職とは違い、従来の戦犯の人はみな追放されて、これはほんとうの協同組合へ発展して行くという時代になつて、仕事が多量に多いのです。そういうふうな事情もよく考慮されて、そして今日の情勢のもとにもなおこの兼職をお許しになる方がいとお考えになるかどうか。

それから今の漁業組合の公金を同じ金庫の中に入れるということですが、すでに公私の混同である。たとい公金を消費しておつてもあとから埋めればよいというふうなことを考へてやられる場合に公私の混同が起るのであります。法律上の責任はないにいたしましても、專業にこの局長はやつていないから、やはりこういうことが起つて来るので、將來その点は郵便事業を達させる上において、障害となるのじやなからうか。とりわけ志築の局は大きな局でありまして、やがて特定局から一步進まなければならぬというふうな局だ。そういう局の局長が兼業を許されるというとはどんなものかと思ひますけれども、これについて当局の責任ある御答弁を願ひたい。

○小池説明員 第一点のお尋ねの現在特定局長が局長をしながら、なおかつ漁業組合の役員を兼ねるといふことは、支障があるではないかという御意見に承りますので、この点につきましては大阪郵政局といたしまして、志築局長から、地方の郵政関係の行政機構がかわりましたので、あらためて再び

申請をしてるのでございます。大阪郵政局としてはこの点につきまして新たな見地から、ただいま検討をいたしておる次第でありますので、いづれ決定次第またお知らせいたしたいと思ひます。

それから第二点の御指摘の郵便局の金庫に、漁業組合の金を保管しておつた事実は間違ひはないか。これは御説の通りでありまして、その金が紛失しようとしまいと、郵便局の金庫に保管しておること自体が、公私の混同だといふこの非違は、もちろん私も認めておるわけでございます。

○井之口委員 では新しく許可するといふ今の段階に來ておるといたしますれば、この事情もよくしんじやくなさいます。今までほんとうに何日間くらい出て來ておつたか、出席の点もよく調べた上で、適當であるかないか判断してもらいたいと思ひます。私が觀察するところによりますと、こういうところは兼業としては、きわめて不適当なところと思ひます。従業員諸君もそのために非常に混乱して、業務が進まないし、近所の市民の方々も、非常に不熱心であるといふことを言つておる方が多いようであります。この点は十分考へていただきます。

それからこの間失業切手の問題で、労働省の当局者に御質問したのでありますが、今日來ていらつしやいますか。

○中村説明員 本日先ほどまで労働省の係官が参つておりましたが、司令部の方に呼ばれておるといふので、私にこれだけのことをお伝え願ひたいといふおことづけをもらいましたので、お伝えいたしたいと思ひます。

本年度の補正予算における失業保険のための切手の売りさばき額は、約一億である。それからこの前に出ておつたのは三億であつたのであります。二十四年度補正予算一億の算定の根拠は、この印紙を賣る人の数を二十万人と算定したものであります。そしてこの二十万人のうち、失業保険切手は御承知のように、日給百六十円以上の人は六円、それ以下の人は五円、こゝういふ定額の切手を出すわけでありまして、その割合は百六十円以上の人が九〇%、それ以下の人が一〇%、従つて二十万人といふ総人員を、百六十円以上の人九〇%といふので十八万人、それ以下の人が二万人といふことで計算してあるものであります。それから二十五年度におきましては六十万人を見込んであるものであります。それだけお伝えしておきます。

○井之口委員 現在日雇い労働者は、二十万人そこ／＼とは思はれないのであります。そういうのは地域別に何か調査でもしたものがございませうか。

○中村説明員 その点は私どもの方で承知いたしておりますが、労働省の方もその点には本日は触れておりません。この日雇い労働者の失業保険に係する人の届出を、今とつておるものでございまして、九月末までの届出はほとんどないやうでございます。十月の分はまだ統計が集まつておらない。これだけ言ひ落しましたから、つけ加えておきます。

○井之口委員 これは雇ひ主の方で六円なり五円なりの切手を、郵便局から買つて張るようになっておるのであるか。

○中村説明員 これは私の方の所管で

の運輸省の方針といたしましては、郵便物の専用の運送は特殊なものでございますから、その統合から除外されるという傾向でありましたので、受命業者自身が自己を守るために、各地におけるおもな大きな受命業者のみが相談いたしましたして、日本郵便通達会社をつくつたのであります。東京のみならず大阪、名古屋、神戸、京都これらの大

きな受命業者が、そのときの情勢において合併いたしました。しかも自分の持つておる資材、施設、資力を出し合いました。この日本郵便通達会社をつくつたのであります。しかしこの日本郵便通達会社は郵便物のみを専用に運送いたしますので、郵便業と非常に密接な関係にあるわけでありまして、要するに郵便業の外郭の形態をなすわけでありまして、通信省との関係におきましては相当深い関係が業務上においてありまして、この日本郵便通達会社ができまして、この日本郵便通達会社から日本郵便通達会社に命令を出しまして、重役の任免あるいは定款の変更等につきましては、承認を受ける必要があるというふうな命令も出されたのであります。しかしながら終戦になりまして、新憲法下におきましては、別に通信省と日本郵便通達会社との間に、特殊な社会的な関係があるわけではございませんので、それらの命令の問題を撤廃いたしました。民間の一運送業者と同じく今日は取扱われております。その命令を撤廃いたしましたのは、昭和二十二年に撤廃いたしました。今日におきましては、一般の六十六の受命自動車会社と同じ取扱いをいたしまして、何もそこに特殊な関係はございません。

○井之口委員 六十六の自動車会社というお話でございますが、そのうち専門的にやつておるものは幾つくらいありますか。

○浦島政府委員 専門的に郵便物のみを運送しております受命業者は六十六社でございます。ただし日本郵便通達会社は、ほかの貨物運送はやつておりません。これはほんとうに郵便物だけ

であります。しかし六十六の他の業者の中には、たとえば伊豆半島一円をやつております東海自動車会社は、バスもやりますし、乗用車もやつております。この東海自動車会社が、さらに伊豆半島全体におきまして郵便物の運送業務をする赤自動車も動かしておるところでございます。これらのものも入りまして六十六になるわけでございます。

○井之口委員 そうすると日本郵便通達株式会社というものは独占的なもので、戦時最中これに皆統合されたもので、そのほかのものはみなバスが本職で、その地域的な部分の郵便をたまたま引受けておるというふうに理解してよいのですか。

○浦島政府委員 独占という言葉の意味でございますが、日本郵便通達会社の業務は、郵便物のみを専門に運送するものでありまして、そうして郵便物を運送します仕事に対しては、日本郵便通達会社が独占しておるかどうかというところは別問題であります。六十六の会社がございまして、決して郵便のみを運送する仕事を、日本郵便通達会社だけが独占しておるということはないのでございます。

○井之口委員 日本郵便通達株式会社の内容に対して、ひとつずつで調べただけ知らしていただくとうござい

○浦島政府委員 ここで答えしますと長くなりますので、大体概要を印刷してございますから、いづれ御配付したいと思ひます。それをこらういだけければと思ひます。

○井之口委員 それでは簡単に二つ三つ、ここで先に聞いておきたいと思ひます。それはこの役員の方々と、通

信関係におられた方々との間に、通信省からやめてこの重要な幹部に入つたとかいうふうな方々がいらつしやるかどうか。またこの経営がどういうふうな成立つておるか。戦後今日までの経営の状態を、ごく簡単に知らしめてもらいたい。

○浦島政府委員 先ほど申し上げましたように日本郵便通達会社は、従来の主要な受命業者が合併してつくりました会社でございますので、その当時の主要な受命業者は、大抵現在日本郵便通達会社の役員になつておるわけでありまして、しかし日本郵便通達会社ができまして、しかし日本郵便通達会社と非常に密接な関係がございまして、その会社の設立を援助し、また一つは資金の有利な投資という観点からいたしまして、共済組合の資金が出資されたのであります。かような関係からいたしまして、業務上において関係があるということ、資金におきまして共済組合から投資されたというふうな観点からいたしまして、元通信省の役人をしておられまして、現在役員になつておられますのは、二人だけあります。津田氏と渡邊氏の両常務だけでありまして、ほかの役員は全部従来の業者でございます。

それからこの会社の経営内容でございますが、これは先ほど申し上げましたように、郵便物のみを専門に仕事をします会社でございますので、その運送料金、いわゆる請負料と申します。郵政省からもらいます一年間の請負料の中で、この会社の経営をやつて行くわけでありまして、従いまして会社として利益を上げました場合には、やはり会社内部の経営の合理化、経費の節

約というふうな観点から、利益を上げて行くわけでございますが、現在大体五億程度の利益配当をいたしておると思ふのであります。

○井之口委員 これは新しい株券の募集をやつておるようであり、非常に事業も拡張しつゝあるようであります。なおいろいろ会計報告なんかを見てみますと、接待費だとか、やれ旅費だとか、たくさんのが出されておるようでありまして、こういうふうなものから見て、相当大きな利益が上つておるのではなからうか。五億というのは配当の面だけのことでなからうか、こう思ふのであります。なお政府の方からここへ支拂つておるものが、現在のところ幾らあるか、その点をひとつ伺いたいと思ひます。

○浦島政府委員 ただいま御指摘になりました経費の点でございますが、これはやはり会社として、業務運行上必要な観点から、かような経費を株主總會にかけまして、予算に計上したものと申すのでございまして、これは先ほど申し上げましたように、郵政省とは特殊な関係ではございませんで、会計の内容までこちらでかれこれ指摘する立場にありませんので、これに対する意見は差控えないと思ひます。

それからもう一つ、現在日通が請負料として通信省からもらつております額はどれだけかという御質問であります。これは二十三年度におきましては、年間におきまして五億七千万程度でございます。

○井之口委員 二十五年では、どのくらいの予算が組まれておりますか。

○浦島政府委員 日本郵便通達会社だけの請負料は、予算としては計上してありませんので、全国の専用自動車の受命会社の大体の請負料として、予算を計上するわけでございます。それが二十五年度におきましては十三億程度計上してございまして、

○井之口委員 そのうちでこの通達会社へ行くのは何割くらいですか。

○浦島政府委員 これは年度におきまして、請負料の算定との関係がございまして、大体回数、車台数というものはきまつておりますが、やはり運びます郵便物の数量によつても違いますわけです、実際は幾らになりますか。その年の実績が上らなければわからないわけでありまして、大体予算をいたしましては十三億計上いたしまして、そうして日本郵便通達会社が仕事をいたしました量に應じて、これを支給することになるのであります。大体見当をいたしましては七〇%か八〇%と、過去の実績から行きますと御了承を願つたらいいのではないかと思ひます。

○井之口委員 これはよく調べておきませんと、この法案の第二條では、郵便物の運送等を他に委託することが経済的であるということが、前提になつておるわけでありまして、かかる国庫から出されるところのほとんど八〇%または七〇%の収入を得ておるところの大きな、独占的な、また全国的な企業、非常に利益があるというところは、これは政府事業として、公共事業としておやりになつても、十分に引合をいうところの性質のものであることを立証するわけでありまして、そういう点でこうした法案がむしろかえつて郵政事業の上に、採算基礎を悪くするやうな結果になつて、将来この郵政事業を

民間に拂い下げるところの、一つのきつかけとなつて来はしないかということを恐れるから、こういうことを詳しく聞いておるのであります。そこで現在やつておられますところのその会社なり何なりに支拂つてゐる、託送を委託しておるところの事情を、もつと詳しく報告する文書を出していただきたいとございます。

それからこれは入札によることになつておりますが、結局においては入札者の選定ということ、自由になるのではなくして、通信大臣の指定になるのではないですか。そうすることになると結局みな根本において指定的なものになつて来るのではなからうかと思ひますが、この点どうでしょうか。

〔加藤委員長代理退席、石原委員長着席〕

○浦島政府委員 ただいまの井之口委員の御意見でございしますが、この十三億は請負料として支出いたします金でありまして、直営でやつた場合にはどれだけの収入かということ、また別問題であると思ふのであります。あるいは直営でやりましたならばもつといるかも知れませんし、十三億のうち七〇％が日通に行つて、しかも日通が五分程度の利益を上げるということでは、かえつて直営にやつた方がよいのではないかという御意見でございしますが、この十三億と申しますのは請負料として出します金でありますから、直轄してやつた場合の計算とは別な計算になりますから、その辺御了解願ひたいと思ひます。

それからもう一つ、郵政大臣が指定するのではないかという点でございしますが、この法律の建前といたしまして

は、一般自由競争契約を原則といたしておるのであります。しかし第二條の第二項におきまして、郵政大臣において運送等に関し必要な能力を有し、かつその業務を行うのに支障を生じないことを、実際運送事業を自営する能力、また業務上に支障のないという資格のあるものでなければならぬわけでありまして、この範囲内におきまして自由競争の契約をとるといふ建前になつておるのであります。従ひましてその範囲内におきましては、郵政大臣は指定するのではなくして、やはり競争入札によつて競争して落札される。こういうことになるわけでありまして。

○井之口委員 公企業におきまうけがあるものが、公共事業としてやつてもうけがないとすれば、公共事業は能率が上らぬし、経営が悪いという結果になるのですか、そういう点はどう見たらうございしますか。

○浦島政府委員 公企業におきましては、予算等の関係もありまして、とかく一般的に官庁の仕事は非常に能率が上らぬ、経費がたかさんかかるといふような一般的な常識ではございします。一つの例をとりますと、国鉄におきましては省営自動車をやつております。省営自動車は大体一台について七人の人件費がかかつてゐる。ところが日通の例をとりますと、現在従業員は約千八百人、車輛におきまして約七百台持つておりますから、一台について三人でやつておるわけでありまして。そこに非常に経済的に民間ではやつておるわけでありまして。そこで郵政省におきまして、そういうふうな経済的にやればできるのではないかというふう

な御意見も、成立つと思ふのでありますけれども、これはやはり民間事業の特異性と申しますか、そこに非常に官庁と違つた事業経営ができるわけにございしますので、かように経済的な経営ができるのではないか。こういうふうには私に考へております。

○井之口委員 民間業者がこれを請負する場合は、当然利益があるといふことを予想してでなければ請負わない。しかしそういう場合は、当然これは政府でやらなければならぬやつて来る。そうするといふところだけは民間にやらして、悪いところだけは政府がやつて行かなければならぬ。それだから能率が低下して、そうしてそういう方面の採算が困難になつて来るのではないかと思ふのであります。一般に政府事業全体が能率が上らなくて、そうして採算の点が悪いというのであつたならば、これは政府当局者として、郵政事業を預かつておる皆さんとして、どんなものかと思ふのですが、はたして皆様方は、そういう政府事業は能率が上らないという一般世論を御承認なさるのですか。

○浦島政府委員 承認するということではございせんが、自動車運送事業と申しますと、特殊な技術と経験を要する問題でございします。たとえば車輛の問題とか、その他いろいろの点におきまして、また従業員を便役する点におきまして、郵便自体の仕事と非常に違つた技術とセンスを要するようない問題がございします。従ひまして過去におきまして、自動車運送業というものは民間で発達して来たというのが、過去の実績であるわけでありまして、かような点からいたしまして、官庁に

おきましてかような特殊な技能と、また運送業の技術というものを十分に体得して行きますためには、相当な問題があると思ふのであります。従つて私は必ずしも民間事業が能率が上るといふわけではなくて、郵政省において郵便物を民間に委託しておりますのは、自動車運送業自体が非常に特殊なものである。こういう観点から、せつかく現在民間で発達しておりますかような運送業に輸送を委託した方が、最も経済的であり、合理的であるという観点から、自動車運送業の委託を利用して来ておるわけでありまして。

○井之口委員 自動車運送が公共事業として不向きであり、私企業としては特殊な才能を要するものだから必要であるといふことは、どうも納得しかねるのであります。それが納得しかなければ、先ほどのお話にもあります運送株式会社が成立して来る場合に最初は労働が非常に足りなくて、いろいろな私企業の方面に産業が盛んに起つておつたために、つまり好景氣であつたために労働が足りなくて、そうして通信局の方においてそれを処理することが非常に困難であつた。そのために民間からの特殊な、こうした運送事業を要求するような建前から、起つて来たのだといふことを先ほどから言われておつたようであります。そうすると今日失業者がたくさん出る。全通からもたくさん失業者を出しておるといふふうな時代に、とりわけこうした私企業に今仕事をどしどし渡して行く。しかもこういう法案ができて、これが合法的にやられるということになつて来ると、今設けるような運送部分が、次から次にそうした面に移されて行く傾向

に、結局なつて行くのじやないかと思ひますが、どうですか。

○浦島政府委員 私が日本運送株式会社でございました当時の事情を説明いたしました点につきまして、井之口委員は誤解をなさつておられるように思ふのであります。私が申し上げましたのは、戦時中におきまして、当時の各地の受命業者の従業員が、戦争による底召その他によりまして、なか／＼人手を得ないことがむずかしかつた。従つて当時の受命業者内部の人的な面からの必要もあつて、これは全国的にできるだけ統一をして、有効に人力を使つて行く方がいいという自主的な考えから、この運送株式会社ができたといふふうに、私は申し上げたつもりでありまして、通信省において人を採用することが非常にむずかしかつたから、通信省がこれを徹底してつくらしめたという意味ではございせんので、御了承願ひます。

○井之口委員 今もしこれができるといたしますれば、労働の点において、さらにまた整理が次第に強化されて来て、従業員の人たちの首切り、配達夫の首切りということが起つて来るじやないでしょうか、どうでしょうか。

○浦島政府委員 先ほどから私が申し上げましたように、今日におきましては郵便物の運送施設については、大体すみ／＼まで鉄道施設あるいは自動車、船、馬車というふうなもの、ほとんど完備しておるのであります。従つてこの法案は郵便法の第五條におきまして、郵政大臣がこのような契約をする場合は、法律を要するといふことになつておりますので、現実の施設を法的に根拠づけるといふのが、この法案

の本旨とするところでありまして、新しくそういう通送施設を全体的につくり直して行く、こういう趣旨でこれは提案されたのではないのであります。

従つてこの法律によつてどん／＼現在の施設を切りかえて、通信従業員を首切つて、これに切りかえるということは、實際問題としてはほとんどあり得ない、私はかように思います。

○井之口委員 今のような状態であれば、同じようにそこまで發達して来た通送事業でありますから、さらにこれを公共化して、そうしてほんとうの公共事業としての本質を明らかにし、国民大衆の利益に奉仕させるようにして行くことが、私企業にまかすよりもより以上に合理的になつて来るのではないかと、かうかと思ふのですが、どうでしょう。

○浦島政府委員 その点になりますと意見の相違になると思ふのですが、要するに全部直営にした方が経済的であるか、今までのようにやつておる方が経済的になるかという問題になります。が、少くとも現在やつております方法で、郵便事業の運営上何ら支障がないわけでありまして、これを一時に全部直営にしまして、多額の経費をかけたとして切りかえるということは、かえつて郵便事業会計上からいいますと不経済な点もございまして、切りかえるということは私どもとしては考慮しておらないのであります。

○石原委員長 ほかに御発言はありませんか。——では本日はこの程度で質疑をやめまして、次会に質疑を継続いたします。

本日はこれにて散会いたします。次

会は公報をもつてお知らせいたします。

午後二時五十六分散会